

令和7年度人権ユニバーサル事業運営業務委託 企画提案実施要領

1 企画提案の目的

本業務は、国の人権啓発活動地方委託事業の一環として実施するものであり、広く県民が、障害の有無や人種、性的指向などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会、いわゆる「人権ユニバーサル社会」を実現し、これを未来へつなげていくことを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

人権ユニバーサル事業運営業務

(2) 業務内容

令和7年度人権ユニバーサル事業運営業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和8年1月30日(金)

(4) 企画提案の上限額

478千円(消費税及び地方消費税込)

3 企画提案の応募（参加）方法及び資格要件

(1) 応募（参加）方法

本業務の企画提案に係る応募手続きは以下のとおり。

○提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式1）

イ 類似の業務の受託状況がわかる書類（契約書・検査調書等の写し）及び実績がわかる資料（チラシ、映像配信など）の写真等（様式2）

ウ 参加資格確認申請書（様式3）

エ 都道府県税すべてに関し未納がない証明書（発行後3か月以内の原本）

オ 消費税及び地方消費税について未納がない証明書（発行後3か月以内の原本）

○提出期限及び提出方法

ア 提出期限：令和7年7月18日(金) 午後5時まで

イ 提出方法：電子メール、ファクシミリ、持参のいずれかによる。

ウ 提出先：8に記載のとおり

(2) 資格要件

鹿児島県内に本支店等営業活動の拠点を有する企業や団体等で、次のア～キに掲げるすべての事項を満たす者。

ア 「外国人」や「障害のある人」または「性的マイノリティ」に関する人権課題等をテーマに、ユニバーサル社会の実現を目指して行う講演会、研修会、シンポジウム、体験学習、ワークショップ、障害者スポーツ体験などの実施実績（民間・自治体・国を問わない）を過去2か年の間に有していることが、確認できる者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申し立て、手形または小切手が不渡りとなったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く）にないこと。

エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

オ 都道府県税について滞納がないこと。

カ 消費税及び地方消費税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。

キ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する団体等でないこと。

4 企画提案について

(1) 企画提案の内容

令和7年度人権ユニバーサル事業運営業務委託仕様書のとおり

(2) 企画提案に関する提出書類（1応募者につき1提案に限る）

ア 提案書 8部（A4版長辺とじ）を使用し、カラー印刷とすること。

イ 参考見積書及び概算事業費内訳書（様式任意）

経費等の内訳を示すこと（契約申し込みに必要となる見積書については、別途改めて通知する。）

消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を見積書に記載すること。

ウ 業務の実施体制（様式5）

契約から履行完了までのスケジュールを添付すること。(様式任意)

エ その他

特にアピールしたい事項がある場合の資料

5 選考方法及び結果通知

(1) 選考方法

プレゼンテーションは行わず、担当課が設置する本委託業務に係る選考委員会において、提出された企画提案書を審査基準(別表)に基づき審査し、最も優れていると判断された者を委託先候補者として選定する。

県は委託先候補者と業務内容の詳細や契約条項について協議の上、適正な価格で委託契約を行う。

なお、協議が不成立となった場合は、順次、次点の者を候補者とみなす。

(2) 結果通知

企画提案書を受け付けたすべての事業者に対して電子メールで通知する。なお、選考結果に係る説明は行わない。

(3) 事業の中止等

やむを得ない事情等により中止せざるを得ない場合は、契約内容の変更や見直しが生じる場合がある。

6 その他

- (1) 多くの県民の参加が見込まれ、県民の理解促進が図られる企画提案をすること。
- (2) 企画提案に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- (3) 県が受理した企画提案書は返還しない。受理した提案書を2次的に利用しようとする場合は、県はあらかじめ提案者にその旨の了解を得るものとする。
- (4) 選考結果に対する異議申し立ては認めない。
- (5) 業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守しなければならない。
- (6) 企画提案の募集に関する質問については、電子メール又はファクシミリのみで受け付ける。県は質問を受け付けた場合、速やかに電子メール又はファクシミリによりすべての応募者に回答する。ただし、質問の内容が提案者の企画に密接に関連するものと県が判断した場合は、質問者に対してのみ回答する。
- (7) 県は当該委託業務を遂行する場合は、5(1)に示す候補者と委託業務内容の詳細について協議の上、適正な価格をもって契約の相手方を決定する。

7 企画提案に関する日程（目安）

- (1) 令和7年7月11日（金） 募集開始（県 HP 掲載）
- (2) 令和7年7月18日（金） 提案意思確認（午後5時まで）
- (3) 令和7年7月22日（火） 資格参加通知
- (4) 令和7年7月25日（金） 企画提案に関する質問受付期限
- (5) 令和7年8月5日（火） 提案書提出期限（午後5時まで）
- (6) 令和7年8月18日（月） 選考会（予定）
- (7) 令和7年8月20日（水）頃 選考結果通知
- (8) 令和7年8月26日～28日 仕様内容の協議，契約手続
- (9) 令和7年9月～12月 実施

8 本件に対する問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号（行政庁舎9階）

鹿児島県男女共同参画局人権同和対策課啓発係

担当：川畑 電話：099-286-2574 ファックス：099-286-5543

メールアドレス：keihatu@pref.kagoshima.lg.jp

審査基準（別表）

審査項目	審査基準
1 啓発効果	①障害の有無や人種，性的指向などの違いについて関心を持たせる内容か。 ②参加した県民が，実施した事業の内容に共感し，身近にある人権問題の解決に向け，行動するきっかけとなることが期待されるか。
2 事業内容	①全体の構成は目的に合致しているか。 ②対象者，実施回数は条件を満たしているか。 ③事前周知の時期や回数は適切か。 ④実現性があり，集客の見込める内容となっているか。 ⑤企画の周知の期間や方法は適切か。
3 実施体制等	①スケジュールに無理はないか。 ②イベント規模に応じた体制がとられているか。
4 その他	①独自性があるか。 ②概算事業費は仕様書を反映しているか。